

全国科学館連携協議会規約

(名 称)

第1条 この会は全国科学館連携協議会（以下「連携協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 連携協議会は、地域における科学技術普及の拠点である科学館等の連携促進を図り、科学館事業の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 連携協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 情報の交換、特別展等の斡旋
- (2) 巡回移動展
- (3) 人材育成事業
- (4) 講演会等の開催
- (5) その他科学館事業振興に必要な事業

(会 員)

第4条 連携協議会の会員は第2条の目的に賛同する科学関連施設等をもって構成する。

- 2 会員は別に定める会費を負担するものとする。
- 3 会員は正会員、協力会員、協賛会員とする。
 - (1) 正会員 連携協議会の目的に賛同し活動する科学館等の施設
 - (2) 協力会員 連携協議会の事業に協力する団体
 - (3) 協賛会員 連携協議会の事業に協賛する団体

(役 員)

第5条 連携協議会に次の役員を置く。

- | | |
|-----|-------|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 若干名 |
| 幹事 | 16名以内 |
| 監事 | 2名 |

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員選任)

第7条 会長、副会長及び監事は、総会において選出する。

- 2 幹事は総会において別表に掲げるブロック毎にその地域に属する会員から2名以内選出する。

(役員の仕事)

第 8 条 会長は会務を総理し、連携協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。
- 3 幹事は、連携協議会の運営について協議し、各ブロック内の連絡、調整を行う。
- 4 監事は、連携協議会の会計を監査する。

(顧問)

第 9 条 連携協議会に若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、外部有識者の中から、会長が委嘱する。

(会議)

第 10 条 連携協議会の会議は、総会、幹事会及びブロック会議とする。

- 2 総会は会員の 2 分の 1 以上（委任状を提出した会員を含む。）の出席をもって成立し、毎年定期的開催するほか、会長が必要と認めた場合には、臨時に開催することができる。
- 3 幹事会は、会長、副会長及び幹事をもって構成し、連携協議会の運営に関して必要な事項を決定する。
- 4 総会及び幹事会は、会長が招集しその議長となる。
- 5 ブロック会議は、各ブロックの幹事が招集し、ブロック内の連携調整に必要な事項や幹事会への具申等を行う。

(経費)

第 11 条 連携協議会に必要な経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第 12 条 連携協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(規約の改正)

第 13 条 この規約の変更をしようとするときは、総会において 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(事務局)

第 14 条 連携協議会の事務局は、日本科学未来館に置く。

(雑則)

第 15 条 この規約に基づく連携協議会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 28 年 7 月 6 日から施行する。

全国科学館連携協議会会費規則

- 1 規約第4条第2項の規定による会費を次のように定める。
会費 正会員 一万円
協力会員 一万円
協賛会員 徴収しない

- 2 規約第4条第3項（3）の協賛会員を次のように定める。
協賛金として、金銭又は給付する物品等を二十万円相当以上負担するものとし、
会長が決定する。

附 則

この規則は、平成30年6月6日から施行する。